

令和5年度 徳田小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、「絶対に許されない」ものであるが、「どの学校にも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」ものであるという基本認識に立ち、すべての児童が、安全・安心で、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるため「徳田小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

【本校における「いじめ防止のための基本姿勢」】

—いじめ見逃しゼロを目指して—

- ◎学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- ◎児童と児童、児童と教職員をはじめとする温かな人間関係を築きます。
- ◎いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題に早期に対応します。
- ◎いじめ防止について、保護者・地域ならびに関係機関と連携します。

2 「いじめ」の定義（「いじめ防止対策推進法」第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

《具体的な「いじめ」の態様（例）》

- 仲間はずれや集団で無視される。
- ぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品を要求されたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや、恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする。
- パソコンや携帯電話などで、本人の許可なく個人情報等を載せられたり、悪口などの誹謗中傷や嫌なことをされたりする。

※ 本校では、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

3 いじめの未然防止のために

《学校・教職員は》

- 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、PTAの諸会合や学校便り、学校運営協議会、地区民諸会合等で伝え、ご理解とご協力をお願いする。
- 児童一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりに努める。また、学校・学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- 児童一人一人が「わかる」授業の実践に努め、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感を持たせる指導に努める。
- 思いやりの心や児童一人一人がかげがえのない存在であるという命の大切さ、どの子どもも人として認められるという人権意識の涵養を道徳教育や学級活動を通して育むことに努める。
- 「いじめは決して許されない」という認識を児童一人一人がもつように、学校の様々な活動の中で指導に努める。
- 見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることで、「いじめ」を見たら先生や友達、家族にでも知らせ、やめさせるための行動が大切であることの指導をする。その際、知らせることは決して悪いことではないことを合わせて指導する。
- 「いじめ防止」に関わる校内研修会を実施し、教職員の資質向上に努める。
 - ①いじめ問題への対処のあり方等「いじめ問題」に関わる校内研修 年2回（7月、12月）
 - ②「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」による自己診断 年2回（7月、12月）

《児童は》

- 「いじめをしない、させない、ゆるさない」という強い意志をもち、「いじめ防止」に関わる児童会としての取組を行う。
 - 例えば、①「いじめ撲滅宣言」や「あったか言葉推進」、「ちくちく言葉禁止」等の取組
 - ②いじめ防止標語・ポスターの製作・展示等の取組
 - ③「たてわり遊び」「全校遊び」等、人間関係づくりのための児童会行事の企画・実施

《保護者・地域は》

○温かな人間関係の中で、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育み、いじめを許さない心を育てるよう努める。また、児童が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める。

4 いじめの早期発見・早期対応のために

《学校・教職員は》

「変化に気づく」

- 教職員相互の日常的な情報交換を密にし、児童一人一人の小さな変化にも気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- 児童の様子を、担任をはじめ全ての教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- 様子に変化が感じられる児童には、教師が積極的に声をかけ、安心感をもたせる等に努める。
- けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を調査し、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断する。
- いじめに関する「アンケート」を実施し、その結果から児童の様子などを教職員全体で共有する。

①児童を対象としたアンケート調査 年3回（6月、11月、2月）

※ アンケート調査と同時期に、教育相談期間を設け児童からの聞き取り調査等を行う。

②保護者を対象としたアンケート調査 年2回（6月、11月）

「誰にでも相談ができる体制づくり」

- 「いじめ」だけでなく、些細な悩みや困りごとであっても、いつでも、どこでも、誰とでも相談できることを教え、「心の相談」カードとポストを校内に設置する。また、様々な相談窓口があることを知らせる。

- 日常のいじめ相談（児童・保護者）・・・・・・・・全職員が対応
- スクールカウンセラーさんとの相談窓口・・・・・・・・全職員が対応
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・主に、副校長、生徒指導主事
※ 徳田小学校の電話番号（019）697-3138
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・学校または紫波警察署（矢巾交番）
※ 24時間いじめ相談電話（県教委）（019）623-7830

「早期の対応」

- いじめに関する相談を受けた教職員は、問題を一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告するとともに、「いじめ対策委員会」として組織的に事実関係を把握し情報を共有する。
- いじめられている児童やいじめを知らせてきた児童の安全・安心を確保する。
- いじめられている児童や保護者からの訴えは、親身になって聞き、児童の悩みや苦しさを受け止め、児童を支えいじめから守る姿勢を持って対応する。
- いじている児童には、「いじめは絶対許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめを止めさせる。
また、いじめることが、どれだけ相手を傷つけ苦しめているのかに気付かせる指導を行う。
- 事実関係を正確に当該保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について話し合い、学校と保護者・家庭が連携して指導・支援等の対応をしていく。また、必要に応じて関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局の人権擁護機関、教育委員会等）と連携しながら対応していく。

「継続的な対応」

- いじめられた児童が信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、いじめられた児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じて、心理や福祉の専門家等、外部専門家の協力を得ながら支援する。
- いじめた児童に対しては、教育相談を継続的に行い、心の安定を図る。
- いじめが解消に至っていない場合は、いじめられている児童を守り通し、その安全・安心を確保する。また、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者に伝えるとともに、必要な支援を行う。

《児童は》

- 傍観者にならず、いじめを発見したときには、すぐに信頼できる大人（教職員、保護者等）に知らせる。

《保護者・地域は》

- 児童の様子で『あれ、変だぞ（おかしいな）！』という変化に気付いたら、学校に知らせる。

5 いじめ防止体制について（9 いじめ防止の校内体制〈平常時〉参照）

- ・校内に「いじめ対策委員会」を組織する。構成メンバーは、校長以下県費負担教職員12名とし、その他必要な人員については校長が判断する。
- ・「いじめ対策委員会」の役割は、いじめ防止等の取組や、相談内容の把握、児童・保護者への対応等に関する協議を行うものとする。また、ここでの事実確認、協議等を踏まえて校長が「いじめ」の認知を判断する。
- ・開催は毎週1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催する。
- ・いじめに関する情報については、児童の個人情報に考慮しながら、慎重に取り扱うものとする。
- ・月1回教育研究所教育相談員を入れて、「いじめ対策会議」を開催し、学校全体の状況について教育委員会とも連携を図る。
- ・学校評価については、児童・保護者へのアンケート調査、教職員による自己評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組、改善に生かす。

6 重大事態への対処（9 いじめ防止の校内体制〈いじめ／重大事態発生時〉参照）

（1）重大事態とは

- ①「いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ②「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

いずれも、いじめを受けた児童の状況で判断する。①身体に重大な被害を負った場合、②金品などに重大な被害を被った場合、③被害者が死にいたる（自殺を企てた）ような場合などが想定される。児童が④一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が重大事態の判断をする。

また、⑤児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときにも、校長が判断し、適切に（重大事態として）対処する。

（2）重大事態への対処

- ・校長が重大事態と判断した場合、直ちに、矢巾町教育委員会に報告するとともに、学校が主体になって「いじめ問題対策会議」を立ち上げ、事態の解決にあたる。その際、必要に応じてPTA役員（会長、副会長）、学校運営協議会を加える。
- ・調査結果や事態解決に向けた対応について矢巾町教育委員会に報告するとともに、調査によって明らかとなった事実関係、今後の対応等について、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め適時・適切な方法で情報提供する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者の意向を尊重したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者を対象に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- ・「いじめ問題対策会議」で再発防止策をまとめ、学校を上げて全力で取り組む。

なお、事案によっては、矢巾町（岩手県）教育委員会が設置する重大事態対策のための組織に協力し、事態解決に向けて対応する。

7 学校評価について

いじめの把握及びいじめ防止に関わる対応を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加える。

- ・いじめの未然防止に関わる取組に関すること。
- ・いじめの早期発見に関わる取組に関すること。

8 その他

（1）校務の効率化

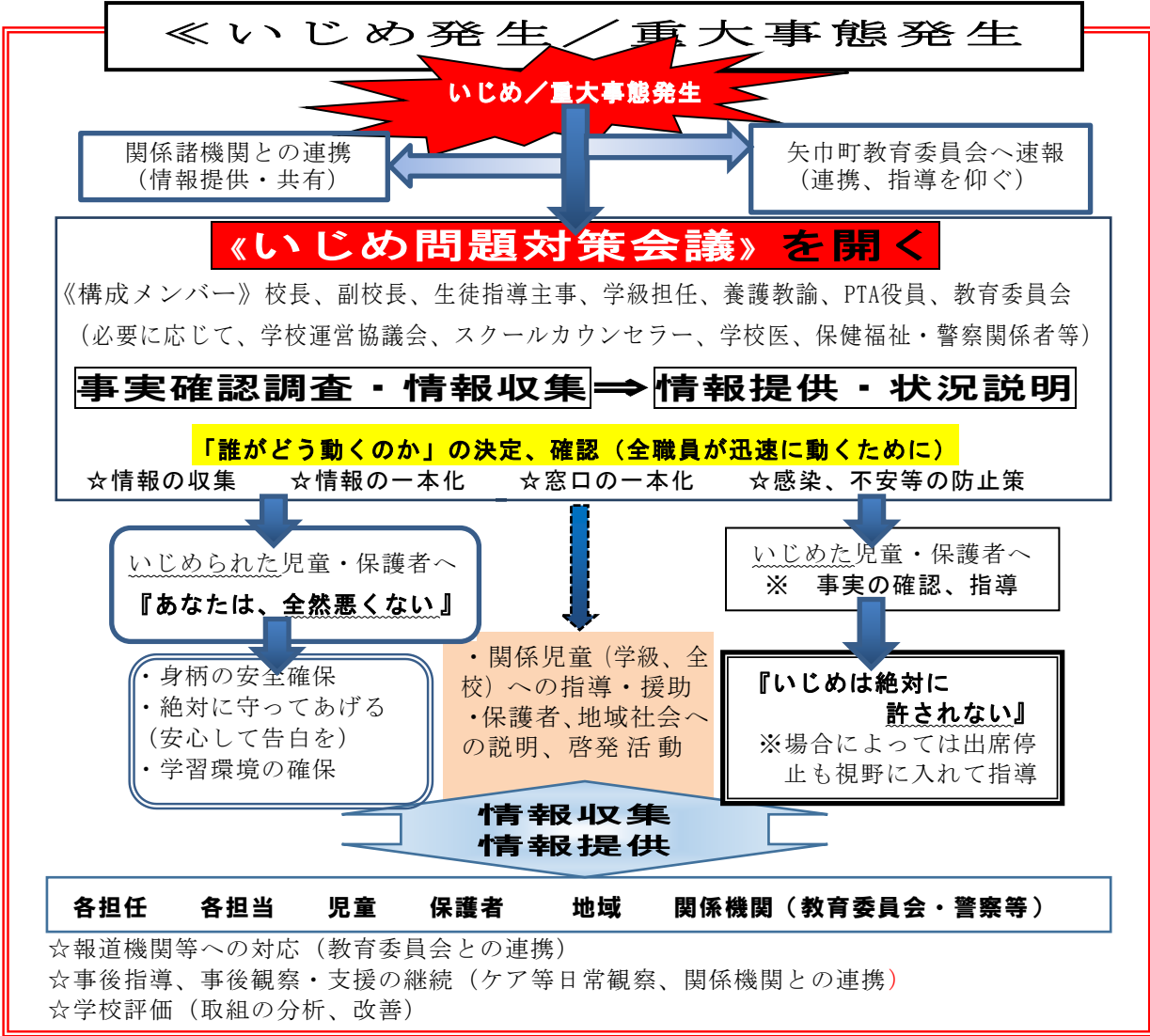
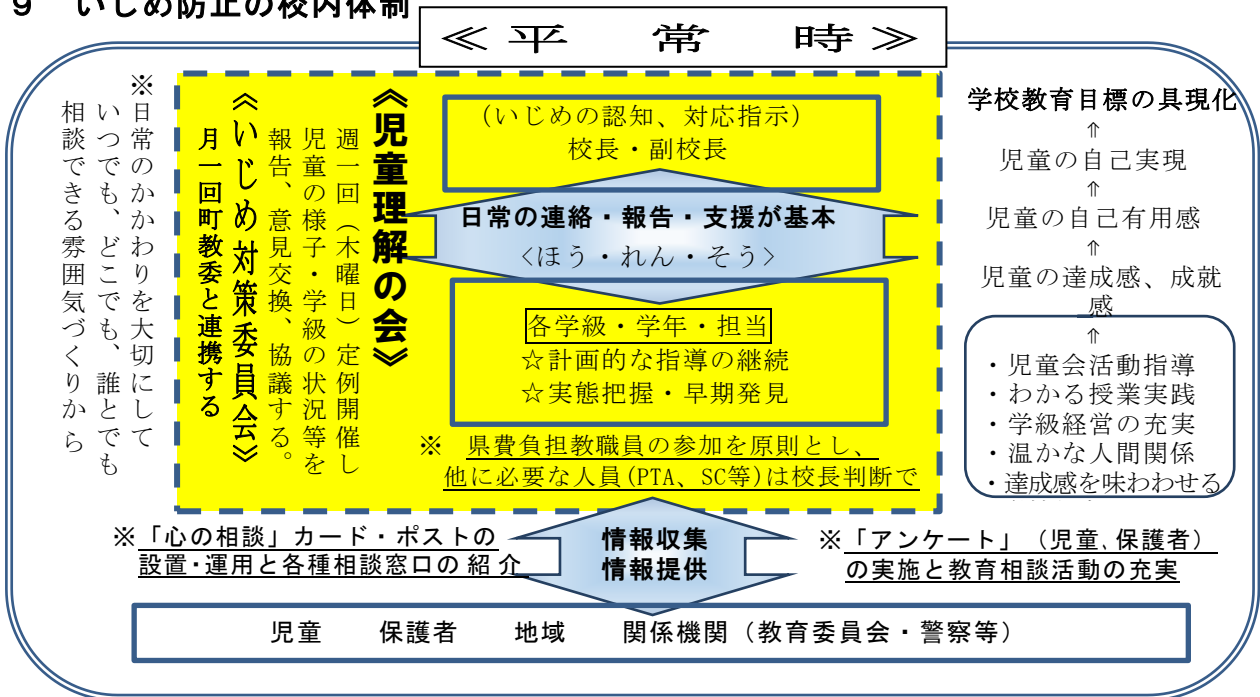
本校の教職員がしっかり児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるように、校務分掌の適正化や組織体制の整備などにより校務の効率化を図る。

（2）地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針及び取組について、保護者及び地域に公開（校報やホームページの活用）し、理解と協力を得られるよう努める。

また、PTA諸会議、地区民諸会合の機会に話題とし、日頃から保護者・地域との連携を密にしていく。

9 いじめ防止の校内体制



※重大事態が発覚した時点で、緊急に「いじめ問題対策会議」を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、一般児童のメンタルヘルスカケア等のためのサポートチームを立ち上げ、全校児童の不安を解消させなければならない。構成メンバーについては「いじめ対策委員会」で検討し決める。